

○国家公安委員会規則第三号

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第九号）の施行に伴い、運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十七日

国家公安委員会委員長 武田 良太

運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則

運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。